

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 25日

秋田市長 穂 積 志 殿

提出者

住 所 秋田市土崎港相染町字中島下27-4

氏 名 秋田住友ベーク株式会社

代表取締役 桑木 剛一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 018-845-1181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	秋田住友ベーク株式会社
事 業 場 の 所 在 地	秋田市土崎港相染町字中島下27-4
計 画 期 間	令和6年4月 1日 ~ 令和7年3月31日

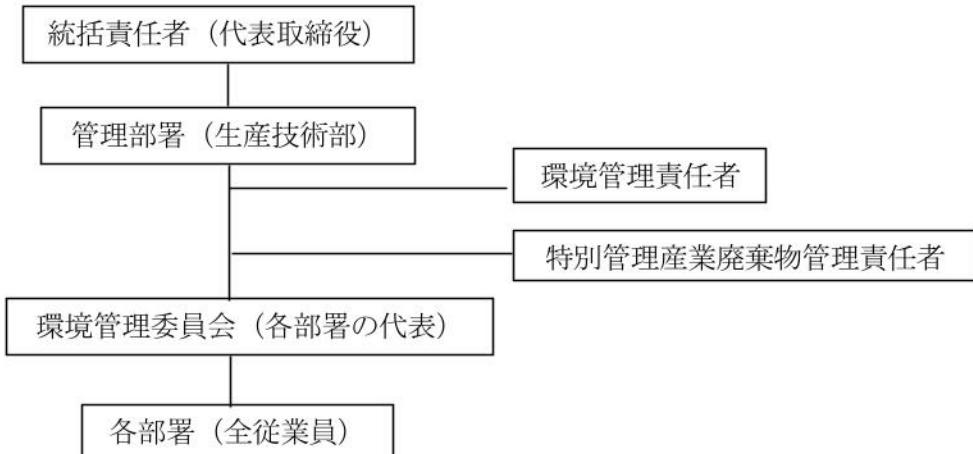
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	化学工業
② 事 業 の 規 模	2023年度売上金額 7,896百万円
③ 従 業 員 数	211名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・アクリル樹脂廃棄物の有価物化の準備（効果は来年度）			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 環境管理委員会又は各部委員会での廃棄物の分別教育。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 現状実施内容の継続。 金属廃棄物の分別強化

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・特になし			
	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・特になし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・脱水、乾燥による活性汚泥の減容。			
	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
② 計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・現状実施内容の継続			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・廃掃法やその他関連法令の遵守 ・収集運搬及び処分業者の定期的な現地調査による、業者の管理状況や行政や地域住民への対応などの確認。			

②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・現状実施内容の継続。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【様式第二号の八 別紙1】

産業廃棄物の処理の工程

番号	廃棄物の種類	中間処理（自社）	処分委託	中間処理（処分業者）	最終処理
1	廃プラスチック類① (OA機器類)	なし	→	破碎、分別	リサイクル、残渣埋立
2	廃プラスチック類②	なし	→	焼却	残渣埋立
3	廃プラスチック類③	なし	→	溶融、固化	リサイクル（固化燃料）
4	廃プラスチック類④ (アクリル材)	なし	→	破碎	リサイクル
5	廃油	なし	→	焼却	残渣埋立
6	金属くず	なし	→	焼却	残渣埋立
7	有機汚泥（活性汚泥）	脱水処理 → 乾燥処理	→	焼却	リサイクル（セメント原料）
8	上記以外の汚泥	なし	→	焼却	残渣埋立
9	ガラスくず	なし	→	焼却	残渣埋立
10	木くず	なし	→	破碎	バイオマス発電用燃料
11	混合廃棄物① ガラス・陶磁器くず（蛍光管類）	なし	→	破碎、分別	リサイクル
12	混合廃棄物② 金属くずと汚泥の混合（乾電池類）	なし	→	破碎、分別	リサイクル
13	上記以外の混合廃棄物	なし	→	焼却	リサイクル、残渣埋立
14	廃アルカリ	なし	→	焼却	残渣埋立
15	廃酸	なし	→	焼却	残渣埋立

【様式第二号の八 別紙2】

産業廃棄物処理計画書（令和5年度実績と令和6年度計画）

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項		産業廃棄物の処理の委託に関する事項												
	排出量		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋処分を行う産業廃棄物の量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
	実績(t)	計画(t)	実績(t)	計画(t)	実績(t)	計画(t)	実績(t)	計画(t)	実績(t)	計画(t)	実績(t)	計画(t)	実績(t)	計画(t)	実績(t)	計画(t)	実績(t)	計画(t)	実績(t)
廃プラチック類	62.1	62.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.1	41.2	42.1	41.2	18.8	18.4	1.3	1.3	0.0	0.0
廃油	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属屑	2.3	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	1.9	2.0	1.9	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0
汚泥（有機汚泥・活性汚泥）	3456.0	3000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3456.0	3000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.8	20.7	0.0	0.0	0.0	0.0
汚泥（上記以外）	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.5	1.5	1.5	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
ガラス屑	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
木屑	10.5	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	7.2	3.2	3.1	0.0	0.0
混合廃棄物	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
がれき類	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
廃酸	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	3533.0	3078.9	0.0	0.0	0.0	3456.0	3000.0	0.0	0.0	45.8	45.9	45.8	44.9	49.9	46.3	5.0	5.9	0.0	0.0